

志教生学第291号
令和5年2月15日

放課後志木っ子タイム
放課後子ども教室利用保護者の皆様

志木市教育委員会生涯学習課長

令和5年度の放課後志木っ子タイム（放課後子ども教室）の利用について

日頃より、放課後志木っ子タイム（放課後子ども教室）に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、現在、市内全校で実施している「放課後子ども教室」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、利用の制限を行っておりますが、令和5年4月からは、全児童に御利用いただけるようにいたします。

つきましては、【別紙】の御案内の内容を確認いただくとともに、利用の際の事前の予約は、引き続き御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

放課後志木っ子タイム（放課後子ども教室）
担当：教育委員会生涯学習課スポーツ振興グループ
電話：048-473-1183

放課後子ども教室の利用について（御案内）

令和5年4月から就労の有無を問わず、全学年の児童が利用出来ます。

- ◆ 放課後子ども教室を利用する際は、登録の手続きをお願いします。
様式「放課後志木っ子タイム参加登録申込書」（HPに様式掲載）を提出。
（一度登録すると6年生まで有効）
※学童保育クラブの児童は不要。ただし、学童保育クラブをやめた場合は新規に登録が必要です。
- ◆ 利用者は引き続き1か月分の予定を前月の20日（土日・祝日の場合は直近の後の平日）までに提出をお願いいたします。
※Webでの申込みも受付をしています。
（4月に関しては、受付時期、手続き内容や方法等各校異なりますのでそれぞれの学校の担当事業者にお問い合わせください）
- ◆ 長期休業中（夏休み・冬休み・春休み）の利用または、短縮授業の際には、お弁当を持参してください。一度帰宅して昼食を喫食後、再利用も可能とします。
参考：夏休みの期間（令和5年7月21日(金)～8月28日(月)予定）
- ◆ 学校の振替え休業日（運動会実施のため等）、県民の日は、長期休業中と同様、午前8時から午後5時まで利用出来ます。
（10月～2月の期間は、午後4時30分までの利用となります）
- ◆ 今後、新型コロナウイルス感染症または、インフルエンザ等で所属する学級、学年及び学校が閉鎖の場合は、放課後子ども教室は利用することは、出来ませんのでご了承ください。

参考：事前参加申込書（HPに様式掲載）

記入例

放課後志木っ子タイム参加申込書（★月）

☆平日の場合 平日：参加する日に○印を記入

（午後5時前に退室の場合は、○印と帰る予定の時間を記入してください）

曜日	月	火	水	木	金
日付	17日	18日	19日	20日	21日
○～時間	○		○～16:00	○	

☆長期休業中の場合 夏休み等の長期休業中：利用する日に時間を記入

（午前8時～午後5時までの間の利用する時間を記入してください）

曜日	月	火	水	木	金
日付	25日	26日	27日	28日	29日
時間～時間	8:00～12:00	10:00～15:00		13:00～17:00	

【ご注意】

- ・毎朝、検温していただき、発熱や風邪症状がある場合は、参加を控えてください。
- ・予定がまだ未定の場合は、まず参加予定日程を目安で提出いただき、日程確定後、日程の変更をお受けします。
- ・提出後、参加を取りやめることになった場合は、前日までに必ずご連絡ください。
- ・キャンセルの連絡がない場合、児童の安全を保持するために当日の利用について確認が取れるまで連絡をいたしますので必ずキャンセルのご連絡のご協力をお願いいたします。
- ・早退する場合などお子様と必ず退室する時間の確認をお願いします。
- ・今後、新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、利用の申込みをされてもやむを得ず、一定の期間臨時休室措置を講じる場合もありますのでご了承ください。